

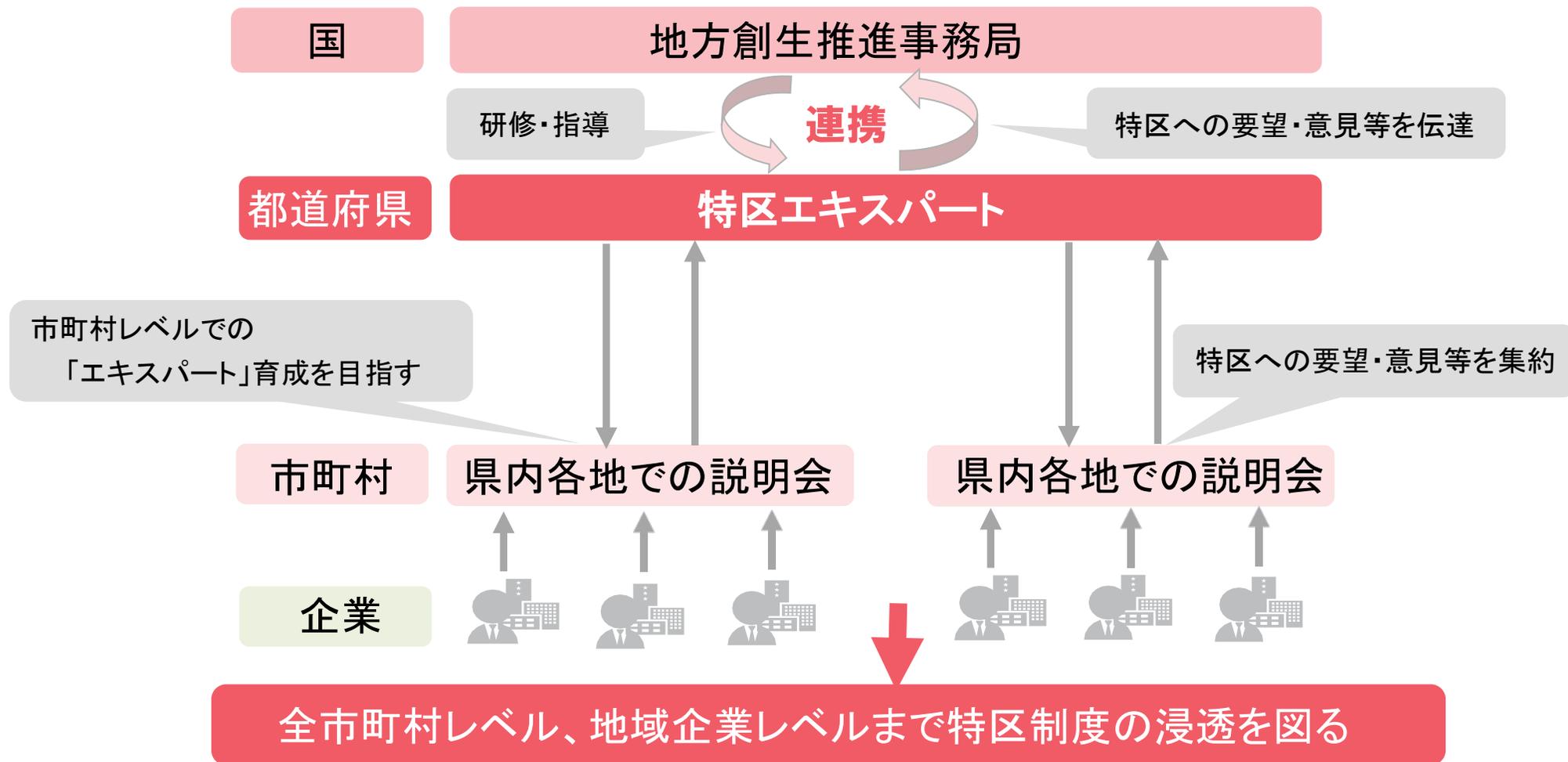
特区制度について



内閣府 地方創生推進事務局

特区エキスパートについて

各都道府県において、
特区計画の提案・認定等に関して市町村や地域企業などからの相談に応じ、
また、特区制度の周知活動を行う、実務レベルの専門家



平成14年度
小泉政権

平成23年度
民主党政権

平成25年度
安倍政権

地域の特性に
応じた規制改革を実施

構造改革特区

特例措置は
全国どこでも活用可能

実現に向けて
省庁間で調整

特例措置数[※] 56

特区認定数(実績)[※] 1411

特例措置 特産酒類の製造事業



地域特産の農産物等を原料にした酒類の製造は、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない、もしくは引き下げる。

先駆的取組に
国と地域の政策資源を集中

総合特区

規制の特例措置＋財政支援

実現に向けて
国と地方の協議会で議論

特例措置数[※] 20

特区指定数[※] 25

2つのパターン

- ① 国際戦略総合特区
我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成
- ② 地域活性化総合特区
地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上

平成25年以降
指定は見合わせ

岩盤規制改革により
社会課題の解決を目指す

国家戦略特区

特例措置の活用は
特区エリアに限定

民間有識者が参加するWG、
諮問会議で調整

特例措置数[※] 64

特区指定数[※] 13

特例措置 小規模認可保育における
対象年齢の拡大



待機児童の多い特区内の小規模認可保育所は、対象年齢を0～2歳から、0～5歳や3～5歳に拡大することができる。

国家戦略特区プロモーションビデオ

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/movie.html>



【募集中！】地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集

トピックス

Super City
J-Tech challenges SDGs

国家戦略特区に関する発表

スーパーシティ

地域課題型サンドボックス

検討中の規制改正事項

国家戦略特区の成果

お知らせ

エリアを指定する

規制改革メニュー

提案募集

制度概要

国家戦略特区の評価と成果

関係法令・関連決定等

会達等

イベント等

機成員公募

リンク集

スーパーシティ

プロモーションビデオ

Click !

▶ 事例について

国家戦略特区の成果事例

「外国人創業活動促進事業(スタートアップビザ)」
「国家戦略特区小規模認可保育所」

トップページ > 経産・労働・税 > 経産 > 国家戦略特区の成果事例「外国人創業活動促進事業(スタートアップビザ)」、「国家戦略特区小規模認可保育所」、「都市計画ワンストップ特例」



2022年6月7日

国家戦略特区の成果事例「外国人創業活動促進事業(スタートアップビザ)」、「国家戦略特区小規模認可保育所」、「都市計画ワンストップ特例」

※音源省動画

動画が表示されない場合はこちら >

シェアする

📌 ポストする

🔗 シェアする

📞 LINEで送る

国家戦略特区制度を活用して実現した3つの取組事例をご紹介します

- 外国人創業活動促進事業(スタートアップビザ)
- 国家戦略特区小規模認可保育所
- 都市計画ワンストップ特例

特定農業者による特定酒類の製造事業(通称 どぶろく特区) 特産酒類の製造事業(通称 ワイン特区)



農家の事業展開をもっと広げて、若者の担い手を増やしたい。

地域の特産品を生かし、付加価値の高い地域ブランド商品を作りたい。

実現

どぶろくや自家製ワインを農家民宿・レストランで提供する場合や
特産物を利用した特産品となる酒類を製造・販売する場合

製造数量が少量でも製造免許の取得が可能

どぶろく特区(通称)

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米や果実を原料としたどぶろく等を製造するため、製造免許を申請した場合は、一定の要件の下、最低製造数量基準を適用しない。
※1
※2

認定計画数

令和5年3月

203 件

年間酒類製造量

令和元年度 993,359 ㍓/年



※1 濁酒、果実酒

※2 現行6キロリットル

ワイン特区(通称)

地域の特産物である農産物等を原料としたワイン等を製造するため、製造免許を申請した場合は、最低製造数量基準を適用しない、もしくは引き下げる。
※1
※2

認定計画数

令和5年3月

125 件

地域ブランド創出数

(回答54者合計)

420 件



※1 単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール

※2 単式蒸留焼酎又は原料用アルコール...適用除外

果実酒...2キロリットル、リキュール...1キロリットル

本日お伝えしたいこと ①

本来、規制や制度は社会環境の変化や技術の進展に合わせて変化すべきもの。

実際には、一度決めたルールは固定化されやすい。

地域の課題解決や活性化にあたり、

全国一律の規制・制度が

- ・地域の実情に合っていない
- ・技術の進展やビジネスの実態に合っていない

地域から
日本を元気に！

特区制度を活用して

- 1 新しい規制の特例の創設を検討することが可能です。
- 2 既存の規制の特例を最大限活用下さい。

1 規制の特例の創設

- 地域の関係者で一体となり、多くの改革案を提案して地域課題解決の先導地域になりたい！

YES

チャンスです！

地域課題解決連携特区
(通称：連携“絆”特区)への
申請をご検討下さい。

後ほどご説明します！

そうでなくとも

大丈夫です！

- ・ 規制の**特例の提案は随時受け付けて**います。
- ・ 特区指定地域以外の自治体・事業者・個人誰でも提案可能です。
- ・ 頂いたご提案は内閣府から関係省庁に検討を依頼します。

皆さんからの**アイデア提案**をお待ちしています！

事業を拡大するうえで、既存のルールが障害となっていないですか？→ **YES**

特区を活用して解決につなげてみませんか？

アイデアはホームページから
お寄せください。

規制改革事項の提案募集について

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/teian.html>



これまで

300件を超える特例が
設けられました。



ご意見・ご質問などのお問い合わせはこちらへ

内閣府 地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎

TEL: 03-5510-2472

MAIL: i.kokkatoc@cao.go.jp

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/index.html>

内閣府 特区

検索

国家戦略特区ホームページ



2 既存の規制の特例の活用

構造改革特区の特例を活用したい！

↓ YES

全国すべての自治体が申請可能です！（年3回受付）

国家戦略特区・総合特区の特例を活用したい！

↓ YES

特区指定地域である。

↓ YES

特区手続きに従い、活用可能です。

↓ そうでなくとも

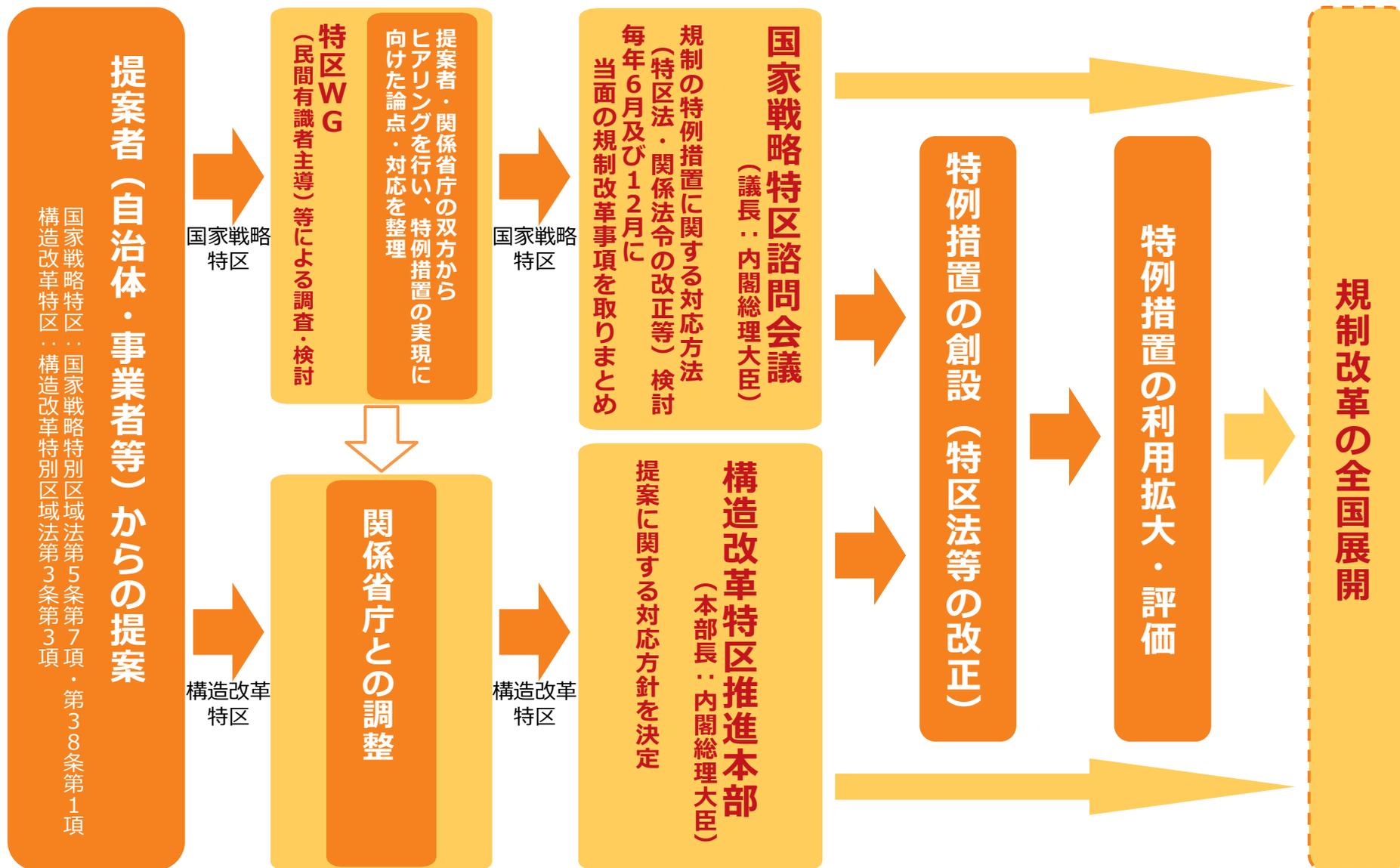
諦めず、内閣府にご相談ください！

内閣府（地方創生推進事務局）から担当省庁に対して、規制の特例措置の全国展開の検討を依頼することが可能です。
（既に300件以上の規制の特例措置が創設）

なお、検討の結果、全国の自治体が利用可能な構造改革特区の特例制度に移管したケースもあります。（法人農地所有）

個々の内容は後程
ご説明します！

規制改革提案受付からの流れ



※ 総合特区では、地方公共団体から提案を受け、「国と地方の協議会」において協議し、総合特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）による総合特別区域基本方針の作成・変更により特例措置を創設

- 特区自治体及び民間事業者等から幅広く受け付けた**新たな規制・制度改革の提案**について、関係省庁との調整や、国家戦略特区WGヒアリング等を行い**精力的に検討**。
- これまでの検討を踏まえ、**今後取り組む規制・制度改革及び全国展開事項をとりまとめ**。**早期実現に向け着実に取り組む**。

<今回掲載する主な規制・制度改革事項等>

スーパーシティ・デジタル田園健康特区関連

- 救急救命処置への「エコー検査」の追加について、厚労省の検討会WGの結論を踏まえ早期に必要な措置【2023年度末に検討会WGの議論のとりまとめ、2024年度の可能な限り早期に措置】
- 大阪・関西万博での空飛ぶクルマの2地点間運航の実現に向けた制度整備【2023年度末まで】
- 分身ロボットによる短時間雇用等の障害者本人の希望に沿った就労促進策への助言等の支援、働き方の多様化等に対応した障害者雇用促進策の検討【2024年改正法施行等を踏まえ支援・検討】
- 高等学校における遠隔授業の受信側教員の配置要件の緩和について検討・結論、教育現場におけるAR・VR等の更なる活用の検討【配置要件の緩和について2023年度中に結論】

スタートアップ・外国人材等の規制・制度改革事項

- 調剤業務の一部外部委託について、国家戦略特区において実証を可能とするための省令整備等を措置【2023年度中目途】
- エンジェル投資家を含む投資家向けビザの創設を検討【2023年度中に結論】
- 在留資格「経営・管理」における事業規模要件について、有償新株予約権の活用の可否を検討・措置【2023年度中】
- 日本語学校の留学生が卒業後も就職活動を継続するための在留資格の要件を緩和【2023年度中】
- 弁護士等がオンラインにより戸籍謄本等を職務上請求する際の明確なルール整備【2025年度早期に結論】

規制の特例措置の全国展開

- 外国人起業家の入国時の在留資格要件の猶予期間を2年間とした上で、全国展開【2024年中】
- 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施【児童福祉法改正案の早期提出】
- 小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3～5歳のみ保育を可能とする特例)【児童福祉法改正案の早期提出】

規制改革の全国展開について

- 規制の特例の検討の結果、当初から全国レベルで措置されることとなったものも相当数ある他、特例措置として設けられたものについても、各特区制度の趣旨を踏まえ、関係府省と検討を行い全国展開を進めているところ。
- 引き続き全国展開を進める上では地域のニーズが重要

令和5年12月11日現在

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区
初めから 全国展開されたもの	—	26件	54件
特例措置後に 全国展開されたもの	145件	5件	26件
現在の特例措置数	56件	20件	64件

- 「金融・資産運用特区」において、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現する。
- このため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指す。

I 国の支援

- 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援
 - ① 規制緩和・規制特例措置 (金融関連、ビジネス・生活環境等関連)
 - ② 行政サービスの充実 (英語対応等)
- 2 成長分野 (スタートアップ等) に関する支援
 - ① 規制特例措置
 - ② その他の支援

II 地域の主体的な取組

- 1 金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けた取組み
 - ① ビジネス・生活環境の整備、税財政面その他の支援
 - ② 行政サービスの充実 (英語対応等)
- 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野 (スタートアップ等) の支援

 **主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度の活用も検討**

今後の流れ (予定)

令和6年1月～：自治体からの提案を募集。金融庁を中心に、関係省庁・自治体の検討体制を構築。
令和6年夏頃：具体的な支援策等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージを公表。

- 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集について
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/boshu_R512.html
- 構造改革特区 活用できる特定事業一覧
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/pdf/230825kouzou_ichiran.pdf
- 構造改革特区 事例集(令和5年4月)
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/pdf/03_zirei.pdf
- 国家戦略特区 規制改革メニュー
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/menu.html>
- 国家戦略特区 活用事例(令和5年版)
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/katuyoujirei_2303.pdf
- 総合特区制度の概要・指定区域
https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/pdf/sogotoc_gaiyo_2304.pdf
- 総合特区ベストプラクティス事例集(令和3年4月)
https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/jigo_hyouka/bestpractice.pdf
- 【金融庁HP】「金融・資産運用特区」に関する提案募集・公募について
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240116.html>

今日の内容は可能な限り

都道府県庁内の幹部・関係部局や
管内市町村・経済団体等にも共有

いただけると幸いです。

**ご要望があれば可能な限り職員を派遣し、
出張講義にも伺います。**

**ご清聴ありがとうございました。
引き続きの講義も宜しく申し上げます。**

参 考 资 料

規制改革事項の提案募集

- 規制改革事項の提案は、「国家戦略特別区域法」第5条第7項及び「国家戦略特別区域基本方針」第7に基づき、**地方創生推進事務局HP**において、**国家戦略特区制度・構造改革特区制度**で一体的に募集。
- 広く民間団体や地方公共団体を対象に、**随時募集**を行っている。

（国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項 抜粋）

産業競争力の強化と国際ビジネス拠点の整備を目的とした国家戦略特区制度について、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下、特区法）第5条第7項及び国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定。）第7に基づき、随時提案を募集しています。

御応募いただいた提案内容については、規制の特例措置の創設に向け、規制所管省庁と折衝を行います。また、国家戦略特別区域として指定された区域に限定（※1）して規制改革を求める提案のみではなく、当初から全国での規制改革を求める提案についても募集しています。併せて、特区法第38条第1項の規定に基づき、国家戦略特区と構造改革特区との一体的な運用を図る観点から、構造改革特区の提案も募集しています。

※1 国家戦略特区制度において創設された規制の特例措置は
国家戦略特別区域に指定された区域のみで実施することができるものであることに御留意願います。

規制改革の全国展開に関する方針

構造改革特区制度『構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）』（抄）

特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、**特段の問題が生じていないと判断されたもの**については、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。（略）

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

総合特区制度『総合特別区域基本方針（平成23年8月15日閣議決定）』（抄）

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において規制改革を実施することとされたもの、及び第二の5に基づく規制の特例措置等の評価等を踏まえて本則化（全国展開）することとなったものについては、国と地方の協議会における協議を踏まえ、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について本部において適切に監視していくものとする。

これらの措置については、本方針において新たに作成する別表3として適宜追加することとし、関係府省は、これに基づき、法改正が必要な規制改革については、関連する法案をできる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制改革については、それぞれ関係する政令又は主務省令の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

国家戦略特区制度『国家戦略特区基本方針（平成26年2月25日閣議決定）』（抄）

規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、P D C A サイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する。さらに、特例措置の活用から一定期間が経過し、**特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化**させる。

1. 設備投資促進税制【総合】

⇒令和6年度税制改正で延長

総合特区内で設備投資を行う企業を税制支援。(特別償却又は税額控除)

【対象】 国際戦略総合特区(総合特区)における地域の特性を活かした特定分野(環境・高度な医療・高度な産業技術)の事業を行うもの。

【対象設備】 機械・装置(取得価額:2千万円以上)
開発研究用器具・備品(取得価額:1千万円以上)
建物・附属設備・構築物(取得価額:1億円以上)

【特別償却率】 取得価額の30%(建物等15%)

【税額控除率】 取得価額の8%(建物等4%)

2. 設備投資促進税制【国家】

⇒令和6年度税制改正で延長

国家戦略特区内で設備投資を行う企業を税制支援。(特別償却又は税額控除)

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の対象となる指定金融機関から貸付を受ける事業「医療」、「国際」分野の特定事業を行うものに限る。

【対象設備】 機械・装置(取得価額:2千万円以上)
開発研究用器具・備品(取得価額:1千万円以上)
建物・附属設備・構築物(取得価額:1億円以上)

【特別償却率】 取得価額の45%(建物等23%)

【税額控除率】 取得価額の14%(建物等7%)

3. 所得控除【国家】

⇒令和6年度税制改正で延長

国家戦略特区内で創業した企業を、創業から5年間税制支援。(所得金額の18%を控除)

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業、「医療」、「一定のIoT等(※)」に関する事業及び新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業

※一定のIoT等:インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

【設立時期】 設立の日(特区指定後の設立)から5年未満

【事業概要】 「専ら」上記の対象事業を営むこと

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること
特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下等

4. エンジェル税制【国家】

⇒令和6年度税制改正で延長

国家戦略特区内のベンチャー企業への個人出資を税制支援。

対象企業	主な要件
中小企業 (農業・医療・バイオ分野)	設立後5年未満 売上高営業利益率2%以下
小規模企業 (全分野対象) 従業員概ね20人 (商業・サービス業は5人)以下	設立後3年未満 一定の雇用増加 売上高営業利益率2%以下 特区外の事業所の従業員合計が法人の常勤従業員数の20%以下

↓
【一定の雇用増加とは、投資契約時点で設立時以上、かつ前事業年度末より2人以上(商業・サービス業は1名以上)増加】
指定会社から発行される株式を払込みにより取得した個人に対して、取得金額(8百万円限度)と、総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除。

5. 再開発事業への土地供給者に対する軽減税率等【国家】

⇒令和5年度税制改正で延長

国家戦略特区内の特定事業の用に供するため土地等を譲渡した場合、税制支援。

【対象】 国家戦略特区内で、一定の規制の特例措置の適用を受け、高度な医療や国際分野に関する一定の公益的施設の整備、又は専ら公益的施設に供する建築物の整備を、500㎡以上の面積の土地に実施する者に対し土地を譲渡する者

【所得税】長期譲渡所得15%⇒10% 【個人住民税】5%⇒4%

【法人税】法人重課(譲渡益の5%)の適用除外

6. 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置【国家】

⇒令和5年度税制改正で拡充・延長

国家戦略特区法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画が認定されると、都市再生特別措置法第21条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったとみなして、税制支援。

【所得税、法人税】5年間25%(50%)割増償却

【登録免許税】0.4%⇒0.35%(0.2%)

※()内は、特定都市再生緊急整備地域内の場合

【不動産取得税】都道府県条例で定める割合を課税標準から控除

【固定資産税、都市計画税】市町村条例で定める割合を課税標準から控除

国家戦略特区支援利子補給金制度の概要

国家戦略特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた特定事業を行う中小・ベンチャー企業等が、国の指定を受けた金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で利子補給金を支給するものです。
これにより、事業資金を低利で借り入れることができるため、区域計画の実現に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。

(1) 国の指定を受けることが可能な金融機関

- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

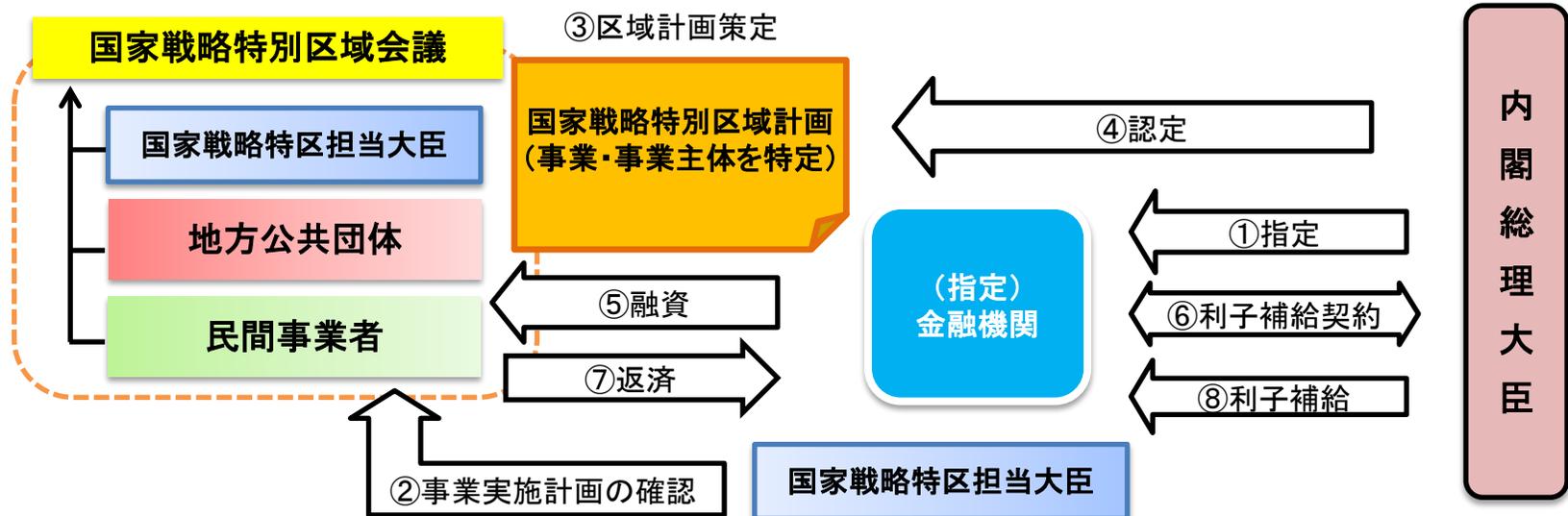
(2) 利子補給金の支給対象となる事業

産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成に資する医療分野、国際分野、農林水産分野の事業

(3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けた日から起算して5年間（利子補給率：0.7%以内）

(4) 制度の流れ



総合特区支援利子補給金 (内閣府地方創生推進事務局)

令和6年度概算決定額 **3.0億円**
(5年度予算額 3.9億円)

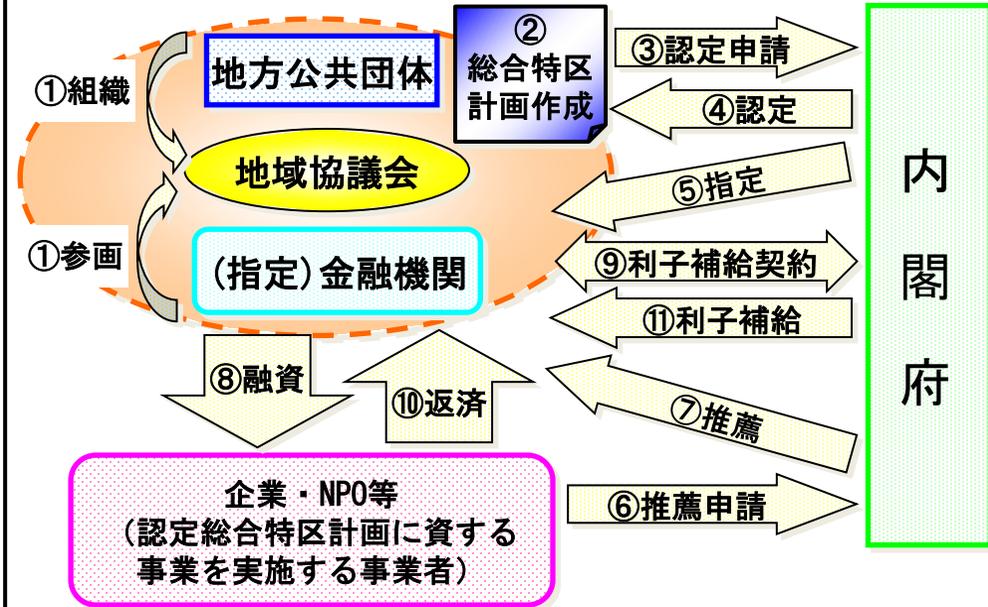
事業概要・目的

○目的：地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす重要な施策として、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に位置づけられた総合特区制度における金融支援として利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。

事業イメージ・具体例

○総合特区指定後のイメージ



資金の流れ



期待される効果

- 国際戦略総合特区においては拠点形成による国際競争力等の向上、地域活性化総合特区においては地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待されます。
- 令和6年度において、利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資額は、156億円を予定しています。